|  |  |
| --- | --- |
| 高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱（趣旨）第１条　「略」（補助目的及び補助対象事業）第２条　県は、県内製材工場等に必要な原木の増産、安定的かつ効率的な生産を推進することにより、供給体制の構築を図るため、別表第１に掲げる事業主体が高性能林業機械等の整備を行うために要する経費について、同表に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助するものとする。ただし、補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。２　別表第１の事業区分のうち１、２及び６については、「林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策実施要綱（平成28年1月20日付け27林整計第236号農林水産事務次官依命通知）、木材産業国際競争力強化対策等実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）」に基づき実施するものとする。（補助対象経費、補助率等）第３条　「略」（補助金の交付の申請）第４条　規則第３条第１項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式の１又は別記第1号様式の２によるものとし、所轄の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。以下「所長」という。）に提出しなければならない。この場合において、別表第1の事業区分のうち１、２及び６については、別記第1号様式の１、別表第1の事業区分のうち３から５までについては、別記第1号様式の２（ただし、市町村が補助事業者である場合は別記第1号様式の１）によるものとし、所長に提出しなければならない。（補助の条件）第５条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。(１)　「略」(２)　補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに所長に報告し、その指示を受けること。(３)　「略」(４)　別表第１の事業区分のうち１、４及び５の補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、第２条に規定する補助目的に従って、その効率的な運用を図らなければならないこと。また、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具にあっては、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。）については、処分を制限する期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に規定する財産にあっては、大蔵省令に規定する耐用年数に相当する期間。大蔵省令に定めのない財産にあっては、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表に規定する期間。以下この項において「処分制限期間」という。）内において、知事の承認を受けないで、同条に規定する補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。(５)　～　(13)　「略」(14)　別表第１の事業区分のうち１から５までの補助事業において、市町村以外のものが事業主体である場合、補助金等交付申請書の提出に当たり別記第１号様式の１別紙１－１－４又は１－１－５による「誓約書兼同意書」を添付しなければならない。２　「略」（変更等の手続）第６条　補助事業者は、規則第５条第１項第１号又は第３号の規定により、知事の承認を受けようとする場合は、別記第２号様式の１又は別記第２号様式の２による変更等承認申請書を所長に提出しなければならない。この場合において、別表第1の事業区分のうち１、２及び６については、別記第２号様式の１、別表第1の事業区分のうち３から５までについては、別記第２号様式の２（市町村が補助事業者の場合は、別記第２号様式の１）を所長に提出しなければならない。２　「略」（遂行状況報告）第７条　～　第８条　「略」（実績報告等）第９条　規則第11条第１項の補助事業等実績報告書は、別記第５号様式の１又は別記第５号様式の２によるものとし、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに所長に提出しなければならない。ただし、別表第1の事業区分のうち５の補助事業は３月10日までとする。この場合において、別表第1の事業区分のうち１、２及び６については、別記第５号様式の１、別表第1の事業区分のうち３から５までについては、別記第５号様式の２（市町村が補助事業者である場合は、別記第５号様式の１）を所長に提出しなければならない。２　～　４　「略」（補助金の交付の決定前の着手）第10条　補助事業者は、補助金の交付の決定の前に補助事業に着手してはならない。ただし、別表第１の事業区分のうち１、２又は６について、第４条の補助金の交付の申請後にやむを得ない事由により補助金の交付の決定の前に補助事業に着手する必要がある場合であって、当該事由を具体的に明記した別記第７号様式による交付決定前着手届を知事に提出したときは、この限りでない。（繰越しの承認の申請）第11条　別表第１の事業区分のうち１及び６の補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越しする必要がある場合は、別記第８号様式による繰越承認申請書を提出し、所長の承認を受けなければならない。（グリーン購入）第12条　～　第13条　「略」（雑則）第14条　この要綱の規定により提出する書類のうち、複数の事業者により構成された連合会等の団体であって、県内で広域的に活動するものが行う事業については、知事に提出しなければならない。２　前項に規定された事業については、別記様式中「林業（振興）事務所長」とあるのは、「高知県知事」と読み替えて適用するものとし、高知県林業振興・環境部木材増産推進課に提出しなければならない。３　「略」（附　則）　「略」（附　則）　この要綱は、令和３年７月８日から施行する。 | 高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱（趣旨）第１条　「略」（補助目的及び補助対象事業）第２条　県は、県内製材工場等に必要な原木の増産、安定的かつ効率的な生産を推進することにより、供給体制の構築を図るため、別表第１に掲げる事業主体が高性能林業機械等の整備を行うために要する経費について、同表に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助するものとする。ただし、補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。２　別表第１の事業区分のうち１、２及び５については、「林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策実施要綱（平成28年1月20日付け27林整計第236号農林水産事務次官依命通知）、木材産業国際競争力強化対策等実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）」に基づき実施するものとする。補助対象経費、補助率等）第３条　「略」（補助金の交付の申請）第４条　規則第３条第１項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式の１又は別記第1号様式の２によるものとし、所轄の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。以下「所長」という。）に提出しなければならない。この場合において、別表第1の事業区分のうち１、２及び５については、別記第1号様式の１、別表第1の事業区分のうち３及び４については、別記第1号様式の２（ただし、市町村が補助事業者である場合は別記第1号様式の１）によるものとし、所長に提出しなければならない。（補助の条件）第５条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。(１)　「略」(２)　別表第１の事業区分のうち１及び２の補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに所長に報告し、その指示を受けること。(３)　「略」(４)　別表第１の事業区分のうち１及び４の補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、第２条に規定する補助目的に従って、その効率的な運用を図らなければならないこと。また、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具にあっては、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。）については、処分を制限する期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に規定する財産にあっては、大蔵省令に規定する耐用年数に相当する期間。大蔵省令に定めのない財産にあっては、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表に規定する期間。以下この条において「処分制限期間」という。）内において、知事の承認を受けないで、同条に規定する補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。(５) 　～　(13)　「略」(14)　別表第１の事業区分のうち１から４までの補助事業において、市町村以外のものが事業主体である場合、補助金等交付申請書の提出に当たり別記第１号様式の１別紙１－１－４又は１－１－５による「誓約書兼同意書」を添付しなければならない。２　「略」（変更等の手続）第６条　補助事業者は、規則第５条第１項第１号又は第３号の規定により、知事の承認を受けようとする場合は、別記第２号様式の１又は別記第２号様式の２による変更等承認申請書を所長に提出しなければならない。この場合において、別表第1の事業区分のうち１、２及び５については、別記第２号様式の１、別表第1の事業区分のうち３及び４については、別記第２号様式の２（市町村が補助事業者の場合は、別記第２号様式の１）を所長に提出しなければならない。２　「略」（遂行状況報告）第７条　～　第８条　「略」（実績報告等）第９条　規則第11条第１項の補助事業等実績報告書は、別記第５号様式の１又は別記第５号様式の２によるものとし、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに所長に提出しなければならない。この場合において、別表第1の事業区分のうち１、２及び５については、別記第５号様式の１、別表第1の事業区分のうち３及び４については、別記第５号様式の２（ただし、市町村が補助事業者である場合は別記第５号様式の１）を所長に提出しなければならない。２　～　４　「略」（補助金の交付の決定前の着手）第10条　補助事業者は、補助金の交付の決定の前に補助事業に着手してはならない。ただし、別表第１の事業区分のうち１、２又は５について、第４条の補助金の交付の申請後にやむを得ない事由により補助金の交付の決定の前に補助事業に着手する必要がある場合であって、当該事由を具体的に明記した別記第７号様式による交付決定前着手届を知事に提出したときは、この限りでない。（繰越しの承認の申請）第11条　別表第１の事業区分のうち１及び５の補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越しする必要がある場合は、別記第８号様式による繰越承認申請書を提出し、所長の承認を受けなければならない。（グリーン購入）第12条　～　第13条　「略」（雑則）第14条　この要綱の規定により提出する書類のうち、複数の事業者により構成された連合会等の団体であって、県内で広域的に活動するものが行う事業については、知事に提出しなければならない。２　前項に規定された事業にあっては、別記様式中「林業（振興）事務所長」とあるものは「高知県知事」と読み替えて適用するものとし、高知県林業振興・環境部木材増産推進課に提出しなければならない。３　「略」　「略」（附　則）　「略」「追加」 |

|  |  |
| --- | --- |
| 別表第２（第２条、第５条関係）　　「略」別紙１－１－１～別紙１-１-５（間接補助用）　「略」別紙１－２－１～別紙１－２－３　「略」別紙２－１－１～別紙２－１－２　「略」別紙２－２－１～別紙２－２－３　「略」第３号様式～第４号様式　　「略」別紙５－１－１～別紙５－１－２　「略」別紙５－２－１　「略」別紙５－２－３～別紙５－２－４　「略」第６号様式～第８号様式　「略」別紙８－１　「略」別紙８－２年度　　事業変更計画書　　１～２　「略」　　３　収支予算　　　（１）～（２）　「略」　別紙８－２－１～別紙８－４　「略」 | 別表第２（第２条、第５条関係）　　「略」別紙１－１－１～別紙１-１-５（間接補助用）　「略」　別紙１－２－１～別紙１－２－３　「略」別紙２－１－１～別紙２－１－２　「略」別紙２－２－１～別紙２－２－３　「略」「追加」第３号様式～第４号様式　　「略」別紙５－１－１～別紙５－１－２　「略」別紙５－２－１　「略」別紙５－２－３～別紙５－２－４　「略」第６号様式～第８号様式　「略」別紙８－１　「略」別紙８－２年度　　事業変更計画書　　１～２　「略」　　３　収支予算　　　（１）～（２）　「略」　　　「追加」別紙８－２－１～別紙８－４　「略」 |